

土木工事標準仕様書

令和 3年 4月版

本書は、令和3年4月1日以降に契約する工事から適用する。

ただし、第1章第1節1－1－4 請負代金内訳書及び工事費構成書及び1－1－1工事の下請負については、令和3年4月1日以降に公告又は指名通知を行う工事から適用する。

愛知県 建設局

3. 塩分の浸透防止

請負者は、海水または潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリシリカ反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

第3節 レディーミクストコンクリート

2-3-1 一般事項

本節は、レディーミクストコンクリートの製造に関する一般的な事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）を適用する。

2-3-2 工場の選定

1. 一般事項

請負者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。

- (1) J I Sマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJ I Sマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる、全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下「**○マーク**を取得した工場」という。）から選定しなければならない。
- (2) J I Sマーク表示認証製品を製造し、**○マーク**を取得した工場が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、**設計図書**に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督員の**確認**を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。

2. J I Sのレディーミクストコンクリート

請負者は、第3編2-3-2工場の選定第1項（1）により選定した工場が製造したJ I Sマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書を整備及び保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに**提示**するとともに、工事完了時までに監督員に**提出**しなければならない。また、レディーミクストコンクリート納品書を整備及び保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに**提示**するものとする。

なお、第3編2-3-2工場の選定第1項（1）により選定した工場が製造するJ I Sマーク表示のされないレディーミクストコンクリートを用いる場合は、請負者は配合試験に臨場し品質を**確認**するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を整備及び保管し監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに**提示**するとともに、工事完了時までに監督員に**提出**しなければならない。また、レディーミクストコンクリート納入書またはバッチごとの計量記録を整備及び保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに**提示**するものとする。

3. J I S以外のレディーミクストコンクリート

請負者は、第3編2-3-2工場の選定第1項(2)に該当する工場が製造するレディーミクストコンクリートを用いる場合は、**設計図書**及び第3編2-5-4材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を**確認**のうえ、使用するまでに監督員へ**提出**しなければならない。

また、バッチごとの計量記録やレディーミクストコンクリート納品書などの品質を確認、証明できる資料を整備及び保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。

4. レディーミクストコンクリートの品質検査

請負者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は請負者がその試験に臨場しなければならない。また、現場練りコンクリートについても、この項及び本条6項、7項に準ずるものとする。

5. 品質確認

請負者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査(JIS A 5308)の内、材令28日の強度試験は、公的機関または工業標準化法第57条の規定に基づく登録試験事業者(以下「公的機関等」という。)において行うものとする。

6. 圧縮強度試験

請負者は、レディーミクストコンクリート圧縮強度試験については、材令7日及び材令28日について行うものとし、材令7日強度から材令28日強度の判定にあたって強度上疑義がある場合には、品質が**確認**されるまで一時当該レディーミクストコンクリートの使用を中止しなければならない。

7. 強度の判定(普通ポルトランドセメント)

普通ポルトランドセメント使用の材令7日強度より材令28日強度の判定にあたっては、製造プラント工場の推定式を参考とするものとする。なお、これによりがたい場合は、次式を参考にするものとする。

$$\begin{aligned}\sigma_{28} &= -0.020 (\sigma_7)^2 + 1.96 \sigma_7 \dots \dots \dots \sigma_7 < 15 \text{ N/mm}^2 \\ \sigma_{28} &= 0.96 \sigma_7 + 10.4 \dots \dots \dots \sigma_7 \geq 15 \text{ N/mm}^2\end{aligned}$$

8. 強度の判定(高炉セメント)

高炉セメント使用の材令7日強度より材令28日強度の判定にあたっては、製造プラント工場の推定式を参考とするものとする。なお、これによりがたい場合は、次式を参考にするものとする。

$$\sigma_{28} = 1.14 \sigma_7 + 11.8 \dots \dots \dots \sigma_7 \geq 5 \text{ N/mm}^2$$

9. 水セメント比

土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とするものとする。

10. コンクリートの配合

一般土木工事に使用するコンクリートの配合は、**設計図書**による。設計図書に明記がない場合は次の標準配合表の配合とする。

土木工事現場必携

令和 3年 4月版

愛知県 建設局

6-37 公的機関等一覧表

公的機関等一覧表（公的機関又は工業標準化法第57条の規定に基づく認定試験事業者）

公的機関等の名称	住所等	摘要
一般財団法人 日本品質保証機構中部試験センター	〒481-0043 北名古屋市沖村沖浦39 電話 0568-23-0111	
一般財団法人 日本品質保証機構中部試験センター 名古屋建材試験所	〒459-8001 名古屋市緑区大高町川添83番地 電話 052-622-5046	
一般財団法人 東海技術センター	〒465-0021 名古屋市名東区猪子石二丁目710 電話 052-771-5161	
一般財団法人 東海技術センター 三河試験所	〒440-0081 豊橋市大村町字橋元68番地1 電話 0532-57-7797	
一般財団法人 東海技術センター ハイパーラボ	〒489-0977 濱戸市坂上町420-1 電話 0561-85-0214	
公益財団法人 なごや建設事業サービス財団 名古屋建設技術センター	〒454-0832 名古屋市中川区清船町一丁目3 電話 052-361-3700	
株式会社 愛建総合設計研究所	〒448-0813 割谷市小垣江町亥新田20-2 電話 0566-22-6100	
中部コンクリート検査 株式会社	〒486-0817 春日井市東野町7-15-17 電話 0568-82-3500 FAX 0568-82-3600	
一般財団法人 ベターリビング 名古屋ラボ	〒458-0804 名古屋市緑区龜が洞1丁目101番地 電話 052-879-2151	
株式会社 オーテック 名古屋試験センター	〒475-0911 半田市星崎町三丁目46-2 電話 0569-47-5555	
中日本材料試験所 株式会社 守山試験所	〒463-0068 名古屋市守山区瀬古三丁目1431番地 電話 052-726-3382	